

神奈川県建築基準法施行細則 新旧対照表

新	旧
第1条～第2条（略） （認定申請） 第2条の2 法若しくは政令の規定（<u>法第7条の6第1項第1号及び第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）</u>、<u>法第18条第24項第1号及び第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）</u>、<u>法第86条第1項及び第2項、法第86条の2第1項並びに省令第10条の4の2第1項に規定する認定関係規定を除く。）</u>又は条例の規定（第52条の15第1項及び第2項並びに第52条の16第1項を除く。）による認定を申請しようとする者は、認定申請書（一般用）（第1号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ、前条第1項の表に掲げる図面その他審査に必要な図書を添えて知事に提出しなければならない。 2（略） （道路の位置の指定等） 第3条 1～6（略） <u>7 第1項（第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の道路の位置の指定申請書及び道路の位置の変更申請書並びに第4項の位置指定道路の廃止申請書の提出部数は、正本1部及び副本4部とする。</u> 第4条～第7条（略）	第1条～第2条（略） （認定申請） 第2条の2 法若しくは政令の規定（法第86条第1項及び第2項、法第86条の2第1項並びに省令第10条の4の2第1項に規定する認定関係規定を除く。）又は条例の規定（第52条の15第1項及び第2項並びに第52条の16第1項を除く。）による認定を申請しようとする者は、認定申請書（一般用）（第1号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ、前条第1項の表に掲げる図面その他審査に必要な図書を添えて知事に提出しなければならない。 2（略） （道路の位置の指定等） 第3条 1～6（略） （新設） 第4条～第7条（略）

新	旧
(建築主等の変更の届出) 第8条 確認又は仮使用の<u>認定</u>(以下<u>この条</u>において「確認等」という。)を受けた建築物等で、その工事完了前に建築主等又は代理者を変更しようとするときは、建築主等は建築主等・代理者変更届(第7号様式)に確認等を証する書類を添えて知事又は建築主事に提出しなければならない。 <u>2 前項の建築主等・代理者変更届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。</u> (申請の取下げ及び工事の取りやめ) 第9条 確認、完了検査、中間検査、許可、認定又は道路の位置の指定を申請した者が、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第8号様式)を知事又は建築主事に提出しなければならない。 2 確認、許可又は<u>認定</u>を受けた建築物等の建築主等が、当該工事又は用途変更を取りやめたときは、工事取りやめ届(第9号様式)を知事又は建築主事に提出しなければならない。 (工事監理者等の決定及び変更の届出) 第10条 建築主等は、建築物等の確認済証の交付を受けた時において、工事監理者又は工事施工者(以下<u>この条</u>において「工事監理者等」という。)を定めていなかった場合は、当該工事に着手する前に工事監理者等を定め、工事監理者等届(第10号様式)を建築主事に提出しなければならない。 2 (略)	(建築主等の変更の届出) 第8条 確認又は仮使用の<u>承認</u>(以下<u>本条</u>において「確認等」という。)を受けた建築物等で、その工事完了前に建築主等又は代理者を変更しようとするときは、建築主等は建築主等・代理者変更届(第7号様式)に確認等を証する書類を添えて知事又は建築主事に提出しなければならない。 (新設) (申請の取下げ及び工事の取りやめ) 第9条 確認、完了検査、中間検査、許可、認定、<u>仮使用の承認</u>又は道路の位置の指定を申請した者が、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第8号様式)を知事又は建築主事に提出しなければならない。 2 確認、許可、<u>認定又は仮使用の承認</u>を受けた建築物等の建築主等が、当該工事又は用途変更を取りやめたときは、工事取りやめ届(第9号様式)を知事又は建築主事に提出しなければならない。 (工事監理者等の決定及び変更の届出) 第10条 建築主等は、建築物等の確認済証の交付を受けた時において、工事監理者又は工事施工者(以下<u>本条</u>において「工事監理者等」という。)を定めていなかった場合は、当該工事に着手する前に工事監理者等を定め、工事監理者等届(第10号様式)を建築主事に提出しなければならない。 2 (略)

新	旧
<u>3 第1項の工事監理者等届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。</u> 第11条（略） （工程報告） 第12条 法第5条の6第4項に規定する建築物の工事監理者は、当該建築物の工事が次の表に掲げる工程又は建築主事が別に指定する工程に達するときは、その工程に達する日の前日までに当該工事の状況を建築主事に報告しなければならない。 2～3（略） 第12条の2（略） <u>（長屋の構造等の基準）</u> <u>第12条の3 条例第20条第1項の知事が別に定める基準は、防火地域以外の区域内にある建築物にあつては次に掲げるものとし、防火地域及び準防火地域以外の区域内にある建築物にあつては第1号及び第2号に掲げるものとする。</u> <u>（1）長屋の各戸に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各戸から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各戸の当該通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。</u> <u>（2）建築物の周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外</u>	（新設） 第11条（略） （工程報告） 第12条 法第5条の4第4項に規定する建築物の工事監理者は、当該建築物の工事が次の表に掲げる工程又は建築主事が別に指定する工程に達するときは、その工程に達する日の前日までに当該工事の状況を建築主事に報告しなければならない。 2～3（略） 第12条の2（略） （新設）

新	旧
<u>壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が3メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。</u> <u>ア 各戸に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。</u> <u>イ 各戸から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたものであり、かつ、各戸の当該通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。</u> <u>ウ 政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に掲げる基準に適合していること。</u> <u>(3) 3階の各戸（各戸の階数が2以上であるものにあつては、2階以下の階の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各戸以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各戸以外の部分の開口部がないもの又は当該各戸以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等（ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に規定する構造であるものをいう。）で防火上有効に遮られているものを除く。）に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。</u> 第13条～第31条（略）	第13条～第31条（略）

新	旧
別表（略）	別表（略）
第1号様式（第2条関係）（第1面）（用紙 日本工業規格A4縦長型）	第1号様式（第2条関係）（第1面）（用紙 日本工業規格A4縦長型）
許 可 申 請 書	許 可 申 請 書
（略）	（略）
（第2面）	（第2面）
（略）	（略）
【10 延べ面積】 （申請部分 ）（申請以外の部分 ）（合計 ）	【10 延べ面積】 （申請部分 ）（申請以外の部分 ）（合計 ）
【建築物全体】 （ ）（ ）（ ）	【建築物全体】 （ ）（ ）（ ）
<u>【地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】</u>	<u>【地階の住宅の部分】</u>
（ ）（ ）（ ）	（ ）（ ）（ ）
<u>【エレベーターの昇降路の部分】</u>	
（ ）（ ）（ ）	
<u>【共同住宅の共用の廊下等の部分】</u>	<u>【共同住宅の共用の廊下等の部分】</u>
（ ）（ ）（ ）	（ ）（ ）（ ）
<u>【自動車車庫等の部分】</u>	<u>【自動車車庫等の部分】</u>
（ ）（ ）（ ）	（ ）（ ）（ ）
<u>【備蓄倉庫の部分】</u>	
（ ）（ ）（ ）	
<u>【蓄電池の設置部分】</u>	
（ ）（ ）（ ）	
<u>【自家発電設備の設置部分】</u>	
（ ）（ ）（ ）	
<u>【貯水槽の設置部分】</u>	
（ ）（ ）（ ）	

新	旧
<u>【住宅の部分】</u> () () ()	<u>【住宅の部分】</u> () () ()
<u>【老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】</u> () () ()	
【延べ面積】	【延べ面積】
【容積率】	【容積率】
(略)	(略)
(第3面) (略)	(第3面) (略)
第1号様式の2 (一般用) (第2条の2関係) (第1面) (用紙 日本工業規格A4縦長型)	第1号様式の2 (一般用) (第2条の2関係) (第1面) (用紙 日本工業規格A4縦長型)
認 定 申 請 書	認 定 申 請 書
(略)	(略)
(第2面)	(第2面)
(略)	(略)
【10 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)	【10 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【建築物全体】 () () ()	【建築物全体】 () () ()
<u>【地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】</u> () () ()	<u>【地階の住宅の部分】</u> () () ()
<u>【エレベーターの昇降路の部分】</u> () () ()	
<u>【共同住宅の共用の廊下等の部分】</u> () () ()	<u>【共同住宅の共用の廊下等の部分】</u> () () ()
<u>【自動車車庫等の部分】</u> () () ()	<u>【自動車車庫等の部分】</u> () () ()
<u>【備蓄倉庫の部分】</u>	

新	旧
() () () 【蓄電池の設置部分】 () () () 【自家発電設備の設置部分】 () () () 【貯水槽の設置部分】 () () () 【住宅の部分】 () () () 【老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 () () () 【延べ面積】 【容積率】 (第3面) (略) 第2号様式～第6号様式 (略) 第7号様式 (第8条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型) 建築主等・代理者変更届 年 月 日 神奈川県知事殿 建築主事 建築主等 氏 名 印 次のとおり建築主等・代理者を変更したいので、関係図書を添えて届け出ます。 1 確認 (認定) の 年月日及び番号 年 月 日 第 号 <tr><td> 【住宅の部分】 () () () 【延べ面積】 【容積率】 (第3面) (略) 第2号様式～第6号様式 (略) 第7号様式 (第8条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型) 建築主等・代理者変更届 年 月 日 神奈川県知事殿 建築主事 建築主等 氏 名 印 次のとおり建築主等・代理者を変更したいので、関係図書を添えて届け出ます。 1 確認 (承認) の 年月日及び番号 年 月 日 第 号 </td></tr>	【住宅の部分】 () () () 【延べ面積】 【容積率】 (第3面) (略) 第2号様式～第6号様式 (略) 第7号様式 (第8条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型) 建築主等・代理者変更届 年 月 日 神奈川県知事殿 建築主事 建築主等 氏 名 印 次のとおり建築主等・代理者を変更したいので、関係図書を添えて届け出ます。 1 確認 (承認) の 年月日及び番号 年 月 日 第 号
【住宅の部分】 () () () 【延べ面積】 【容積率】 (第3面) (略) 第2号様式～第6号様式 (略) 第7号様式 (第8条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型) 建築主等・代理者変更届 年 月 日 神奈川県知事殿 建築主事 建築主等 氏 名 印 次のとおり建築主等・代理者を変更したいので、関係図書を添えて届け出ます。 1 確認 (承認) の 年月日及び番号 年 月 日 第 号	

新			旧		
2 建築主等の 住所及び 氏名	新	〒 電話番号（ ）ー	2 建築主等の 住所及び 氏名	新	〒 電話番号（ ）ー
	旧	〒 電話番号（ ）ー		旧	〒 電話番号（ ）ー
3 代理者の資格、住所及び氏名	新	（ ）建築士（ ）登録 第 号 〒 （ ）建築士事務所（ ）知事登録 第 号 電話番号（ ）ー	3 代理者の資格、住所及び氏名	新	（ ）建築士（ ）登録 第 号 〒 （ ）建築士事務所（ ）知事登録 第 号 電話番号（ ）ー
	旧	（ ）建築士（ ）登録 第 号 〒 （ ）建築士事務所（ ）知事登録 第 号 電話番号（ ）ー		旧	（ ）建築士（ ）登録 第 号 〒 （ ）建築士事務所（ ）知事登録 第 号 電話番号（ ）ー
4 変更の理由			4 変更の理由		
※ 受付欄			※ 受付欄		
備考 1 提出部数は、正本1部、副本1部としてください。 2 建築主等を変更する場合には、確認又は仮使用の<u>認定</u>の申請時の建築主等が届け出てください。 3 代理者を変更する場合には、委任状を添付してください。 4 ※印の欄には、記入しないでください。 5 建築主等氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。					
備考 1 提出部数は、正本1部、副本1部としてください。 2 建築主等を変更する場合には、確認又は仮使用の<u>承認</u>の申請時の建築主等が届け出てください。 3 代理者を変更する場合には、委任状を添付してください。 4 ※印の欄には、記入しないでください。 5 建築主等氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。					

新		旧	
第 8 号様式（第 9 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）		第 8 号様式（第 9 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）	
取 下 げ 届		取 下 げ 届	
年 月 日		年 月 日	
神奈川県知事 建 築 主 事		神奈川県知事 建 築 主 事	
届出者 住 所		届出者 住 所	
氏 名 印		氏 名 印	
次の申請は、取り下げたいので届け出ます。		次の申請は、取り下げたいので届け出ます。	
1 申 請 の 種 類	確認・完了検査・中間検査・許可・認定・道路の位置の指定	1 申 請 の 種 類	確認・完了検査・中間検査・許可・認定・ <u>仮使用の承認</u> ・道路の位置の指定
2 申 請 年 月 日	年 月 日	2 申 請 年 月 日	年 月 日
3 申請者の住所及び 氏名	〒 電話番号（ ） —	3 申請者の住所及び 氏名	〒 電話番号（ ） —
4 取下げの理由		4 取下げの理由	
※ 受 付 欄		※ 受 付 欄	
備考 1 確認及び <u>仮使用の建築主事の認定</u> に係る場合には建築主事あてとし、その他の場合には神奈川県知事あてとしてください。		備考 1 確認及び <u>工事完了届出後の仮使用</u> に係る場合には建築主事あてとし、その他の場合には神奈川県知事あてとしてください。	

新	旧																
2 届出者の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。 第9号様式（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型） 工 事 取 り や め 届 年 月 日 神奈川県知事 建 築 主 事^殿 届出者 住 所 氏 名 印 次の確認、許可又は認定を受けた建築物等の工事（用途変更）を取りやめたいので、届け出ます。 <table><tr><td>1 確認（許可、認定）の年月日及び番号</td><td>年 月 日 第 号</td></tr><tr><td>2 申請者の住所及び氏名</td><td>〒 電話番号（ ） —</td></tr><tr><td>3 建築物等の用途</td><td>（区分 ）</td></tr><tr><td>4 工事取りやめの年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table>	1 確認（許可、認定）の年月日及び番号	年 月 日 第 号	2 申請者の住所及び氏名	〒 電話番号（ ） —	3 建築物等の用途	（区分 ）	4 工事取りやめの年月日	年 月 日	2 届出者の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。 第9号様式（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型） 工 事 取 り や め 届 年 月 日 神奈川県知事 建 築 主 事^殿 届出者 住 所 氏 名 印 次の確認、許可、<u>認定又は仮使用の承認</u>を受けた建築物等の工事（用途変更）を取りやめたいので、届け出ます。 <table><tr><td>1 確認（許可、認定、<u>承認</u>）の年月日及び番号</td><td>年 月 日 第 号</td></tr><tr><td>2 申請者の住所及び氏名</td><td>〒 電話番号（ ） —</td></tr><tr><td>3 建築物等の用途</td><td>（区分 ）</td></tr><tr><td>4 工事取りやめの年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table>	1 確認（許可、認定、 <u>承認</u> ）の年月日及び番号	年 月 日 第 号	2 申請者の住所及び氏名	〒 電話番号（ ） —	3 建築物等の用途	（区分 ）	4 工事取りやめの年月日	年 月 日
1 確認（許可、認定）の年月日及び番号	年 月 日 第 号																
2 申請者の住所及び氏名	〒 電話番号（ ） —																
3 建築物等の用途	（区分 ）																
4 工事取りやめの年月日	年 月 日																
1 確認（許可、認定、 <u>承認</u> ）の年月日及び番号	年 月 日 第 号																
2 申請者の住所及び氏名	〒 電話番号（ ） —																
3 建築物等の用途	（区分 ）																
4 工事取りやめの年月日	年 月 日																

新		旧	
5 工事取りやめの理由		5 工事取りやめの理由	
※ 受 付 欄		※ 受 付 欄	
備考 1 確認及び<u>仮使用の建築主事の認定</u>に係る場合には建築主事あてとし、その他の場合には神奈川県知事あてとしてください。 2 届出者の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。 第10号様式（略） 第11号様式（一定の複数建築物に対する制限の特例用）（第23条関係）（第1面）（用紙 日本工業規格A 4 縦長型） 認 定 申 請 書 （略） （第2面） （略） 【11 延べ面積】（合計 ） 【建築物全体】（ ）（ ）（ ）（ ） <u>【地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】</u>		備考 1 確認及び<u>工事完了届出後の仮使用</u>に係る場合には建築主事あてとし、その他の場合には神奈川県知事あてとしてください。 2 届出者の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。 第10号様式（略） 第11号様式（一定の複数建築物に対する制限の特例用）（第23条関係）（第1面）（用紙 日本工業規格A 4 縦長型） 認 定 申 請 書 （略） （第2面） （略） 【11 延べ面積】（合計 ） 【建築物全体】（ ）（ ）（ ）（ ） <u>【地階の住宅の部分】</u>	

新	旧
() () () ()	() () () ()
【エレベーターの昇降路の部分】	
() () () ()	
【共同住宅の共用の廊下等の部分】	【共同住宅の共用の廊下等の部分】
() () () ()	() () () ()
【自動車車庫等の部分】	【自動車車庫等の部分】
() () () ()	() () () ()
【備蓄倉庫の部分】	
() () () ()	
【蓄電池の設置部分】	
() () () ()	
【自家発電設備の設置部分】	
() () () ()	
【貯水槽の設置部分】	
() () () ()	
【住宅の部分】	【住宅の部分】
() () () ()	() () () ()
【老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】	
() () () ()	
【延べ面積】	【延べ面積】
【延べ面積の申請区域の面積に対する割合】	【延べ面積の申請区域の面積に対する割合】
(略)	(略)
(第3面) (略)	(第3面) (略)
第12号様式 (略)	第12号様式 (略)

新	旧
第13号様式（第24条関係）（第1面）（用紙 日本工業規格A 4 縦長型） 認 定 取 消 申 請 書 （略） （第2面） （略） 【11 延べ面積】 【建築物全体】 <u>【地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】</u> <u>【エレベーターの昇降路の部分】</u> <u>【共同住宅の共用の廊下等の部分】</u> <u>【自動車車庫等の部分】</u> <u>【備蓄倉庫の部分】</u> <u>【蓄電池の設置部分】</u> <u>【自家発電設備の設置部分】</u> <u>【貯水槽の設置部分】</u> <u>【住宅の部分】</u> <u>【老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】</u> 【延べ面積】 【容積率】 （略） （第3面）（略） 第14号様式～第21号様式（略）	第13号様式（第24条関係）（第1面）（用紙 日本工業規格A 4 縦長型） 認 定 取 消 申 請 書 （略） （第2面） （略） 【11 延べ面積】 【建築物全体】 <u>【地階の住宅の部分】</u> <u>【共同住宅の共用の廊下等の部分】</u> <u>【自動車車庫等の部分】</u> <u>【住宅の部分】</u> 【延べ面積】 【容積率】 （略） （第3面）（略） 第14号様式～第21号様式（略）